

携帯電話利用規約・契約書(CONTRACT OF LEASE)

本レンタル契約書に述べられた携帯電話及び付属品の借り受け、使用にあたり、以下の契約に示される条件に同意し、本契約書で述べる内容が正確なものであることをここに保証する。

1. レンタル契約の対象は、携帯電話機及び SIM カード、バッテリー、充電器等、備品を含む本契約書に明記された機材を意味する。
2. お客様は本契約書により、借り受けた機材についての使用権利のみを得るものとし、借り受けた機材を第3者に對して売却、貸し出しをしてはならない。又、借り受けた機材を使用していかなる法律違反もしてはならない。
3. 契約期間はお客様がてるみくらぶでお申し込みされたツアーペリオドとする。
4. 通話料：原則無料、お客様に貸与する携帯電話はてるみくらぶセブと連絡をする事を前提としており他の番号・プロバイダーに連絡することは出来ません。しかしながらお客様がご希望される場合に限り、実費にてプリペイドカードをご購入し他の番号・プロバイダーに連絡する事も可能です。
5. 引き渡し：全ての機材が良好な形でお客様に引き渡されたことを意味する。
6. 実質貸出日：お客様が、空港で貸出機材を引き取った日を実質貸出日とする。
7. お客様は、本契約書にあるいかなる契約の不履行の結果生じた法的な費用を含む、その他の損害費用に関し、支払うものとする。
8. お客様のレンタル期間中に機材の紛失、破損、盗難等の事故が発生した場合には、以下のペナルティ料金に基づき、てるみくらぶセブは賠償請求をする。携帯電話本体の紛失・破損の場合は 2,500 ペソ 又は、5,500 円。付属品（充電器等）紛失、破損の場合には、1,000 ペソ 又は、2,200 円（契約者以外の第三者が使用した場合も含む）をてるみくらぶセブに支払うものとする。
9. 連絡の義務：お客様は、機材に伴う紛失、破損等の事故が発生した場合には、如何なる場合においても、直ちに、てるみくらぶセブにその旨を連絡し指示のもとに、必要な全ての処理を行うものとする。
10. 契約の解除：本契約はお客様の携帯電話返却をもって失効するものとする。
11. 機材の返却：お客様は、ご帰国送迎時に、てるみくらぶセブへ機材の返却をしなければならない。また、お客様はてるみくらぶセブから機材の返却の請求があった場合には直ちに、機材を返却するものとする。返却日までに返却されなかった場合には、8 項に記載される金額を賠償する事とする。また、てるみくらぶセブは第三者からの返却を一切、受け付けないものとし期日までに返却がなされなかった場合、返却までに掛かった費用全額をてるみくらぶセブはお客様に請求できるものとする。又、一切の返却や賠償の履行がなされない場合、ご帰国の停止及び、起訴手続きをてるみくらぶセブは請求できる権利を有し、其れに掛かる費用をお客様に請求できるものとする。
12. 適用する法律：本契約はフィリピン共和国の法律に基づいて適用される。
13. 仮にサービスエリア内であっても、通話ができない場合や、使用中に電波状態の悪いエリアで通話出来ない場合であっても、てるみくらぶセブはその責任を負わないものとする。
14. てるみくらぶセブは、天災、戦争、テロリズム、クーデター、暴動、ストライキ、生産の停止、火災、噴火、地震、労働者や資源、エネルギーの低下などの事態によって起こるサービスの遅滞、停止などにかかる一切の費用についての責任を負わないものとする。

上記内容に同意いたしました。

(署名) _____.